



島根県報

平成28年9月20日（火）

第2,837号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 （文化国際課） 2

【告 示】

県営土地改良事業計画の変更 （農村整備課） 2

解除予定保安林 （森林整備課） 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 （中小企業課） 3

【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表 （漁港漁場整備課） 4

開発行為に関する工事の完了 （都市計画課） 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第82号）

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例中202会議室、301会議室及び302会議室の利用料金に係る基準額に関する改正規定の施行期日は、平成28年10月1日とすることとした。

規 則

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 9 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第82号

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県立島根県民会館条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第41号）中別表の1の(2)の表202会議室の項、301会議室の項及び302会議室の項の改正規定の施行期日は、平成28年10月1日とする。

告 示

島根県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 9 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
山王地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（排水対策特別型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
碓地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第584号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 9 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市久手町刺鹿字涼見3010-22（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第585号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 9 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 斐川店 島根県出雲市斐川町荘原1231番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 勝規 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 勝規 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年 5 月 10 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,754平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

450台（建物北側及び東側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

40台（建物東側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

848平方メートル（建物北側及び西側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

40.5立方メートル（建物内北側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6か所（建物敷地北側及び別敷地西側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後6時まで

2 届出年月日

平成28年 9 月 9 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので公表する。

なお、変更後の和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画は、島根県農林水産部漁港漁場整備課及び島根県浜田水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 9 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年 9 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字城谷671番1

面積 1,209.02平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市東津田町1280番地1

円建創 株式会社

代表取締役 安達盛二